

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成23年に釜石市幼児教育振興計画を策定、平成28年に同計画を改定し、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所、保育型児童館を幼児教育施設として一元的に捉え、子どもたちがどの地域に生まれ、どの施設を利用しても質の高い教育や保育を受けられ、また小学校への円滑な接続ができるよう取組を進めてきました。

こうした中、少子化、核家族化、都市化、情報化など社会の変化は続き、人々の価値観や生活様式が多様化している一方で、人間関係の希薄化、地域社会のコミュニティ意識の衰退、大人優先の社会風潮などの状況が見られる傾向もあります。

このような社会状況が、家庭や地域社会などにおける子どもの育ちを巡る環境を変化させるとともに、親子間であっても、我が子を自らの手で育てたいと思っているにもかかわらず、子どもにどのように関わっていけばよいかわからず悩み、孤立感を募らせている親も増えてきています。

子どもが成長し自立する上で、「心の原風景」となる多様な体験を経験することが不可欠であるとともに、子育て中の保護者を支える環境の充実や地域社会の大人が地域の子どもの育ちに関心に向け、積極的にかかわることも重要です。

さらに、幼児教育施設における教員等には、幼児教育を実践する上で必要となる資質を向上し、社会環境の変化等に伴う新たな課題に対応することが求められています。

本計画は、幼児教育振興プランの成果と課題を踏まえ、前述の課題に対応していくため、家庭・幼児教育施設・地域が連携し幼児教育の充実を図るための総合的な計画として策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の幼児教育施策を総合的、計画的かつ効率的に推進するための指針として、方向性や目標等を示し、幼児教育の取組を推進していくためのものです。

また、「釜石市総合計画」や「釜石市子ども・子育て支援事業計画」など、市の関連計画との整合性を図るとともに、国の「教育振興基本計画」及び岩手県の「岩手県教育振興計画」との整合性を図ります。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。